

# 九度山町地域防災計画

序編

令和4年3月改訂

九度山町防災会議



## 目次

第1編 本町の防災組織体制	1
第1章 防災組織計画<地域防災課>	1
第1節 組織計画	1
第2節 動員計画	15
第3節 避難所開設計画	15

# 第1編 本町の防災組織体制

## 第1章 防災組織計画<地域防災課>

### 第1節 組織計画

#### 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町内における災害応急対策の必要のあるときは、九度山町地域防災計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより九度山町災害対策本部（以下「本部」という。）等を設置し、関連組織との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

#### 2 警戒及び配備態勢

気象状況等により、災害の発生が予想され、町長が必要と認めたときは、おおむね次の基準による配備につき、気象・水防・火災等の情報収集及びその通報並びに被害状況等の取りまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期する。

#### 発令の基準と配備人員

体制	基準	配備人員内訳
災害対策本部設置前の体制	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象や水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等の取りまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期する。</p>	
	<p>(1) 次の各警報の1以上が町域に発表されたとき。                      ア 大雨警報 イ 暴風警報                      ウ 洪水警報</p> <p>(2) 本町において震度4を発表したとき。</p> <p>(3) 台風が本町に接近するおそれがあるなど、厳重な警戒を要するとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災課職員</li> <li>・総括参事が警戒状況に応じて指名する職員</li> </ul>
初動対応室設置	<p>災害に関する情報の収集及び伝達の体制を整えるため、初動対応室を設置し、災害時の円滑かつ確実な初動対応を行うとともに、初動による対応能力の検討を図る。</p>	
	<p>(1) 台風が和歌山県に接近する等により本町に水害等のおそれがある場合</p> <p>(2) 河川の水位が特に上昇する可能性がある場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応室長は地域防災課長</li> <li>・地域防災課職員その他の課及び室に所属する職員のうちより、収集記録班員2人、伝達班2人、緊急対処班2人を配備</li> </ul>

体制	基準	配備人員内訳
第1配備体制	<p>事態に対処するため、災害防御の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、状況の把握連絡活動を主とする体制をとる。  <u>「災害対策本部」が設置される。</u></p>	
	<p>(1) 本町において震度5弱を発表したとき。</p> <p>(2) 次の各警報の1以上が町域に発表され、かつ、その他の状況から災害の危険が予想される場合  ア 大雨警報 イ 暴風警報  ウ 洪水警報</p> <p>(3) 災害の発生その他の状況により九度山町災害対策本部長(以下「本部長」という。)が必要であると認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長、副本部長、部長、副部長</li> <li>・全総務班員、全記録情報班員</li> <li>・消防団長、副団長</li> <li>・その他、各班の必要数を配備</li> <li>・避難所を開設する場合は、避難所開設に要する班員</li> </ul>
災害対策本部体制	<p>第1配備体制を強化するとともに局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。</p>	
	<p>(1) 第1配備体制を強化し、警戒体制を強める必要があるとき。</p> <p>(2) 局地災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 【警戒レベル3】高齢者等避難が発令されたとき。</p> <p>(4) その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長、副本部長、部長、副部長、班長</li> <li>・全総務班員、全記録情報班員</li> <li>・その他、各班の班員の半数程度と、避難所開設に要する班員を配備</li> <li>・消防団長が必要とする人数の消防団員</li> </ul>
第3配備体制	<p>動員要員の全員をもってあたる完全な体制とし、災害対策に総力を集中する。状況により応援組織が直ちに活動を開始できる体制とする。</p>	
	<p>(1) 本町において震度5強以上の地震を発表したとき、又はこれに準ずる地震により災害が予想されるとき、若しくは周辺で被害が発生したとき。</p> <p>(2) 町内の全域にわたる大規模な災害が発生したとき。</p> <p>(3) 局地災害で被害の甚大な場合、又はそれが予想されるとき。</p> <p>(4) 【警戒レベル4】避難指示、又は【警戒レベル5】緊急安全確保が発令されたとき。</p> <p>(5) その他本部長が必要と認めたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員</li> <li>・全消防団員</li> </ul>

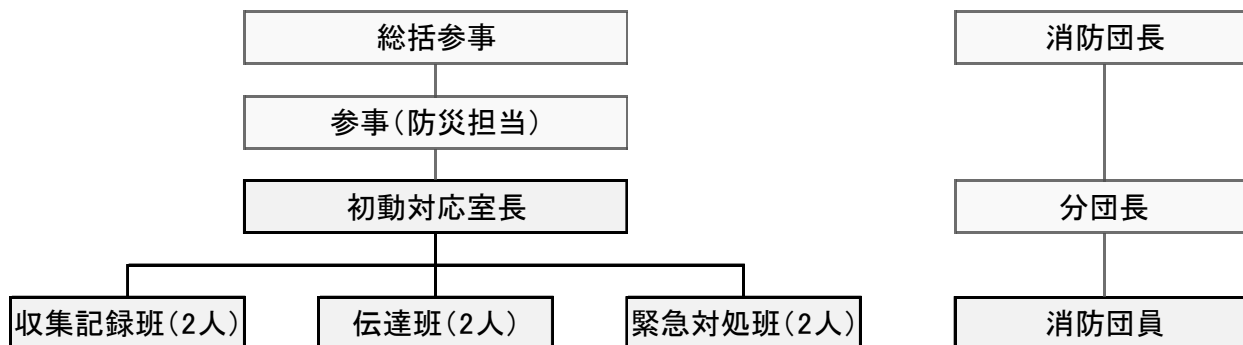
### 3 九度山町災害対策本部

町内において相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策活動を必要とする場合は、九度山町災害対策本部条例の定めるところにより、町長は、本部を設置する。

また、災害が大規模なものとなり、県や国が現地対策本部等を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策にあたるものとする。

#### (1) 初動対応室の組織図

第1 配備体制前の段階において、災害に関する情報の収集及び伝達の体制を整えるため、初動対応室を設置し、災害時の円滑かつ確実な初動対応を行うとともに、初動による対応能力の向上を図る。



#### (2) 本部の設置基準及び本部の廃止基準

##### ア 本部の設置基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町内における災害応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより本部を設置する。(本部設置までの実活動は、本節の順序に従い設置を行う。)

また、本部を設置するに至らない災害にあつては本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたるものとする。

本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2の規定により、災害応急対策を実施するため町長が必要と認めるときに設置されるが、その設置基準は次のとおりである。

##### 災害対策本部設置基準(次の事項の1以上に該当する場合)

- (ア) 本町において震度5弱以上の大規模な地震を発生したとき。又はこれに準ずる地震により災害が予想されるとき、若しくは周辺で被害が発生したとき。
- (イ) 大雨警報、暴風警報、洪水警報のいずれか1以上が町域に発表され、かつ、その他の状況から災害の危険が予想される場合。
- (ウ) 局地災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (エ) 【警戒レベル3】以上の避難情報が発令されたとき。
- (オ) 災害の発生その他の状況により本部長が必要であると認めるとき。
- (カ) 前記のほか、大規模な災害の発生が予想され、総合的な応急対策を必要とし、設置の必要が認められるとき。

イ 本部の廃止基準

- |  |
|--|
| (ア) 災害発生のおそれが解消したとき。<br>(イ) 災害応急対策がおおむね終了したとき。<br>(ウ) その他本部長が必要なしと認めたとき。 |
|--|

(3) 本部の組織及び構成

ア 本部長及び副本部長

- (ア) 本部長は町長、副本部長は総括参事及び教育長をもってあてる。  
なお、町長が事故や不在時等の非常時については、総括参事（副本部長）、教育長（副本部長）、総務課長、企画公室長の順に指揮を執るものとする。
- (イ) 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、災害応急対策実施上の重要事項について決定する。

イ 本部員

本部員は、本部長を補佐するものとして、各部長及び副部长並びに本部長が必要と認める者をもってあてる。

また、本部長及び副本部長とともに、本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議する。

なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名するものが本部員の職務を代理する。

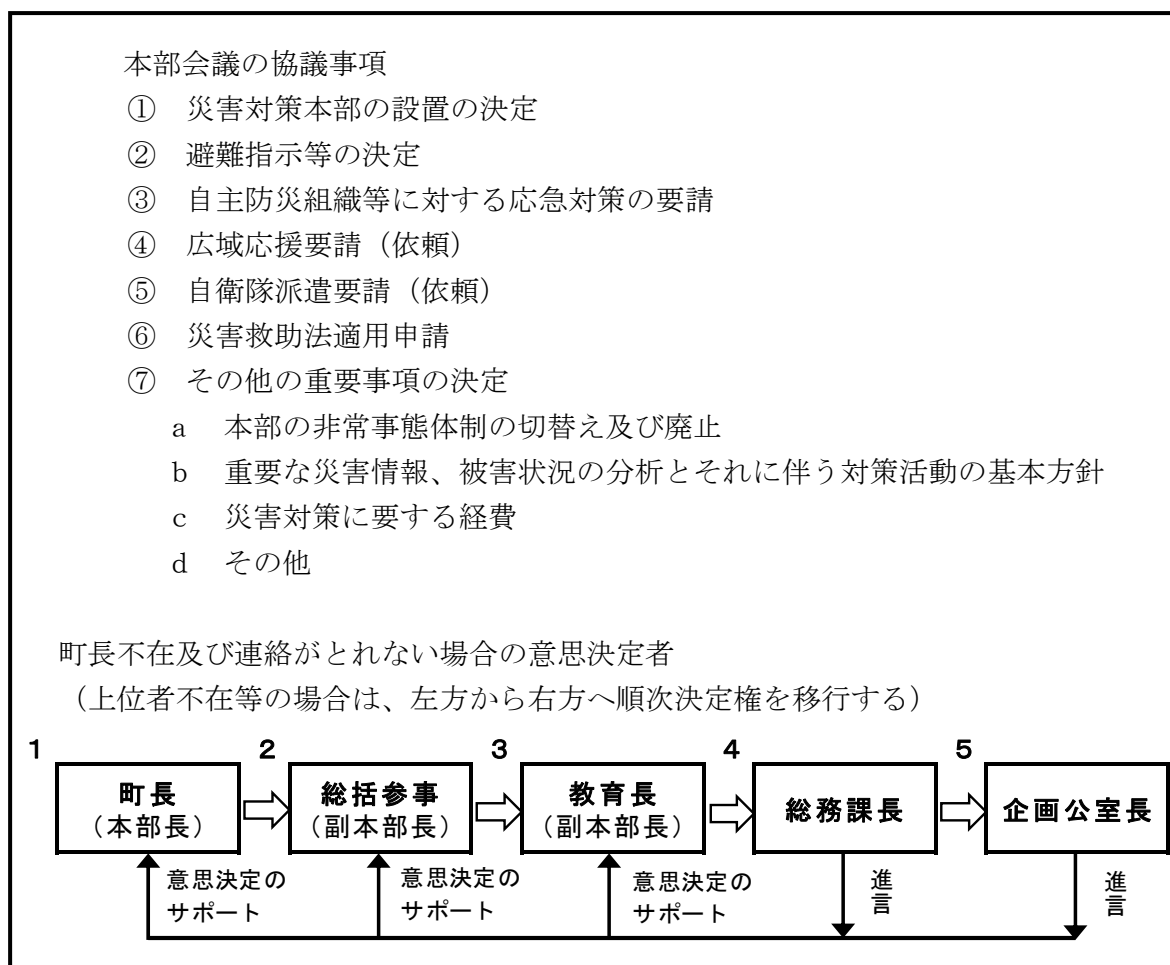
ウ 本部会議

(ア) 開催

- ① 本部会議は、本部連絡員を通じて本部長が必要の都度招集し、開催する。
- ② 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部に申し出る。
- ③ 部長である本部員は、それぞれの分掌事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ④ 本部長は必要と認められるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。
- ⑤ 本部会議は、各部部長、副部长以上を構成員とする。

(イ) 協議事項

本部の下に応急対策などの確迅速な防災活動を実施するにあたっての基本方針や早急に実施すべき事項を決定する。



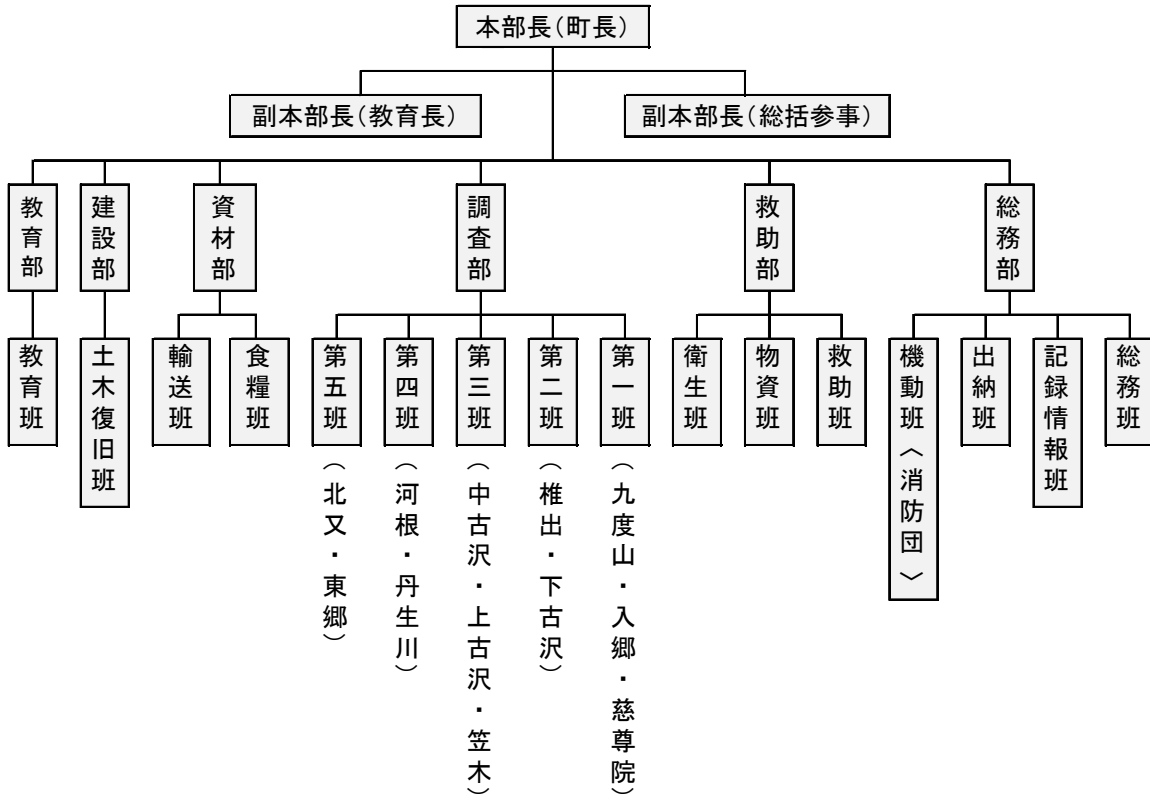
なお、本部会議を招集・開催するいとまがないときは、在庁又は連絡可能の最上位意思決定者において専決する。

(ウ) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部員又は本部連絡員が速やかにその徹底を図るものとする。



エ 本部組織



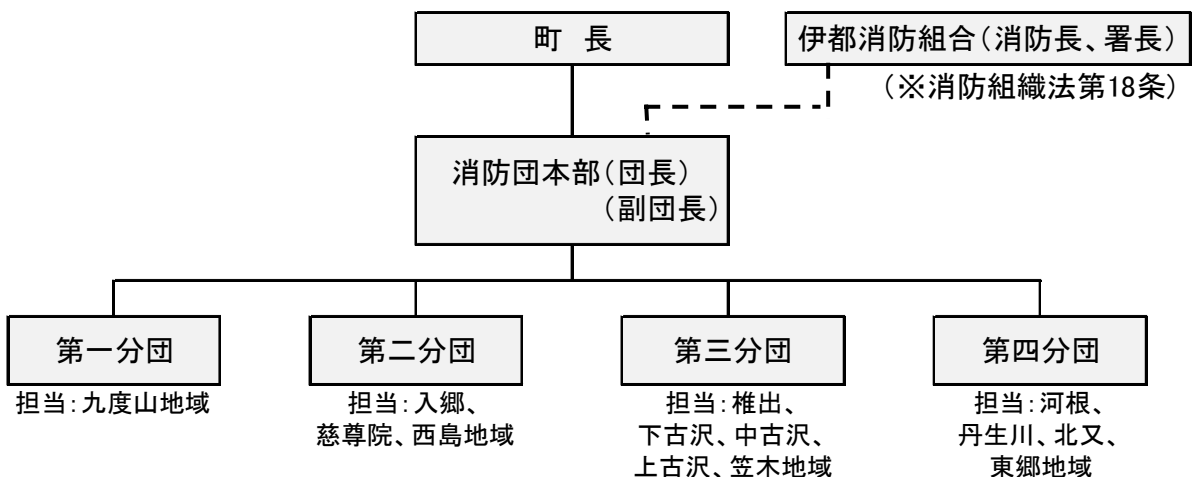
※ 救助部員及び資材部員は、特に初動対応期において、その事務分担に照らし、当面分担業務実施の必要性が低いと判断できる場合、各々の部員の職能・地域知識等を勘案しつつ、調査部、総務部又は建設部への応援員としてその指揮下に入り、調査・情報収集体制の強化を図る。

救助部・資材部から応援実施可能な場合

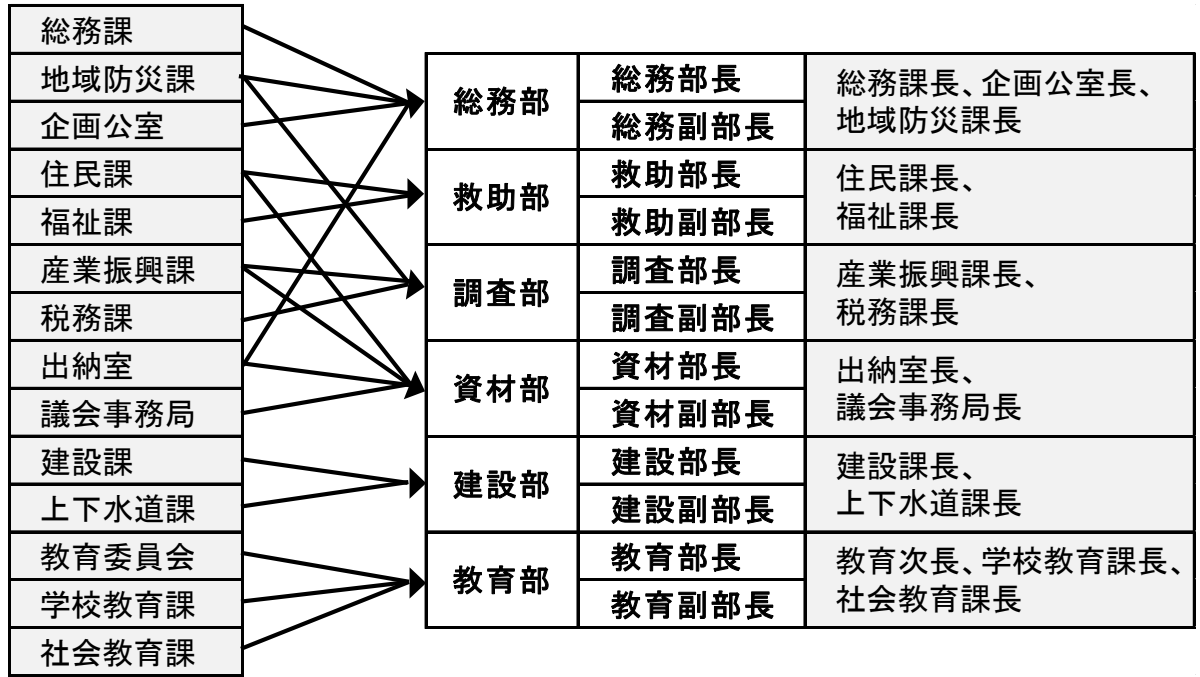
- (ア) 負傷者対応が伊都消防組合等で可能なとき
- (イ) 大規模避難がないとき
- (ウ) 大規模給食が不要で、食糧確保が容易であるとき

なお、各部長又は副部長は、応援員の受入れ・応援配備先等を把握し、応援員の原配属部の分担業務が発生すると考えられる場合は、直ちに原配属部に復帰できるよう配慮する。

オ 消防団の組織及び構成



カ 平常時における体制と災害対策本部体制



(4) 災害予防事務

九度山町の各課室等は、次の災害予防事務を行うものとする。

各課室等の災害予防事務

課室等	災害予防事務
全課室等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策計画、復旧・復興計画等の習熟に関する事</li> <li>2 町域の防災構造化に関する事</li> <li>3 災害本部体制の整備に関する事</li> <li>4 人命に係わる被害情報収集活動の習熟に関する事</li> <li>5 災害情報等の収集報告体制の整備に関する事</li> <li>6 労務供給、広域応援体制の整備に関する事</li> <li>7 各所管施設の災害対応力の強化に関する事</li> <li>8 防災訓練に関する事</li> <li>9 防災教育・研修に関する事</li> </ol>
総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員配備に対する認識の向上等、動員体制の整備に関する事</li> <li>2 庁舎の安全管理と非常電源に関する事</li> <li>3 災害時通信体制の整備に関する事</li> <li>4 緊急通行車両確保体制の整備に関する事</li> <li>5 職員の防災教育・研修とその効果の検証に関する事</li> </ol>
地域防災課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議及び各課施策・事業の防災面からの総合調整に関する事</li> <li>2 地盤振動危険予想区域及び対策の町民への周知に関する事</li> <li>3 土砂災害の危険予想される箇所の町民への周知及び警戒避難体制の整備に関する事</li> <li>4 消防団組織の充実、強化及び消防本部との連携に関する事</li> <li>5 町民に対する防災広報及び災害広報体制の整備に関する事</li> </ol>

課室等	災害予防事務
地域防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 無線の整備に関する事</li> <li>7 安全な避難所の確保等、避難活動体制の整備に関する事</li> <li>8 救出機器類の整備等、救出救助体制の整備に関する事</li> <li>9 備蓄計画等、食糧供給体制の整備に関する事</li> <li>10 自主防災体制の整備及びリーダーへの防災教育に関する事</li> </ul>
企画公室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 九度山町長期総合計画等と防災計画との総合調整に関する事</li> </ul>
住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護体制の整備に関する事</li> <li>2 防疫・保健衛生体制の整備に関する事</li> <li>3 災害時火葬体制の整備に関する事</li> <li>4 災害時の生活ごみの処理体制の整備に関する事</li> <li>5 災害廃棄物の処理に係る清掃体制の整備に関する事</li> <li>6 仮設トイレの確保に係る清掃体制の整備に関する事</li> </ul>
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法等への習熟に関する事</li> <li>2 要配慮者の防災環境強化等、要配慮者対策に関する事</li> <li>3 要配慮者台帳に関する事</li> <li>4 避難個別計画に関する事</li> </ul>
税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法等への習熟に関する事</li> <li>2 災害情報等の収集報告体制の整備に関する事</li> </ul>
出納室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策経理の全般に関する事</li> </ul>
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 食糧調達に係る食糧供給体制の整備に関する事</li> <li>2 被服等生活必需物資供給体制の整備に関する事</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 重機の調達等、救出救助体制の整備に関する事</li> <li>2 道路施設被害応急復旧体制の整備に関する事</li> <li>3 道路上の障害物、落下物の把握、改善に関する事</li> <li>4 建物の耐震化の促進に関する事</li> <li>5 公園、緑地、緑道等の防災性能の向上に関する事</li> <li>6 耐震診断士、応急危険度判定士の養成、登録に関する事</li> </ul>
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における水の確保、給水資機材の整備に関する事</li> <li>2 水道管の耐震性の確保に関する事</li> <li>3 下水道施設の耐震性の確保に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設に係る避難活動体制の整備に関する事</li> <li>2 給食用資機材の整備に係る食糧供給体制の整備に関する事</li> <li>3 学校教育及び社会教育における防災教育に関する事</li> </ul>

課室等	災害予防事務
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地震火災の防止に関する事</li> <li>2 避難指示等の伝達及び避難誘導等、避難活動体制の整備に関する事</li> <li>3 救出救助体制の整備に関する事</li> </ul>

(5) 町災害対策本部事務分掌

災害対策本部組織における各職員の人員配備は、別に定める組織図によるが、参集人員数・事態の推移等を勘案し、柔軟かつ適切な人員支援を行うものとする。

特に初動対応期においては、人命の救出・救助、安全の確保、また、火災等の被害を最小限に留めるための体制を確立し、総力戦で災害に対処する。

次に示す活動は、通常業務の中で対応していく。

- ア 農作物、家畜、農業用施設の災害対策に関すること
- イ 被害農家の災害融資、種苗、生産飼料等の斡旋に関すること
- ウ 商工業の災害対策に関すること
- エ 被災商工業者に対する融資に関すること

○本部・・・重要意思決定

構成人員	分担業務
本部長	1 災害対策本部の設置
〔町長〕	2 避難指示等の意思決定
副本部長	3 自衛隊等の派遣要請依頼
〔教育長〕	4 県への要請及び広域応援依頼
〔総括参事〕	5 災害対策本部の廃止

※ 町長(本部長)が事故や不在時等の非常時の判断権者とその順位については、次のとおり。

- 1 総括参事(副本部長) 2 教育長(副本部長) 3 総務課長 4 企画室長

○総務部・・・重要意思決定を遂行する体制確立、各種情報を分析し、広報体制を確立

<初動対応期>

班	分担業務
総務班	1 気象予報警報、異常現象又は地震情報の受領、伝達
記録情報班	2 災害対策本部の設置に対する判断をサポート
出納班	3 災害対策本部室の設置準備、設置
	4 県本部へ災害情報の第1報
	5 職員の動員(配備体制は、町長、総括参事、教育長、総務課長、建設課長、地域防災課長による協議)人員の把握及び配備計画
	6 救出、消火活動の方針決定及び消防団の活動指令
	7 自主防災組織の活動事項の決定、依頼
	8 警察署、伊都消防組合との情報交換及び連絡調整
	9 県災害対策本部への自衛隊等の派遣要請依頼及び受入準備
	10 県災害対策本部、他市町村や消防団への広域応援要請依頼
	11 各初動班への本部連絡員による情報交換収集
	12 電力、通信等の各種機関との優先復旧に関する調整
	13 初動対応期の通信の総括、災害情報の分析
	14 避難指示等の伝達及び救出に関する広報(消防団・自主防災組織)
	15 報道機関への広報体制の確立及び各種災害広報
	16 安否電話及び災害問い合わせへの対応
	17 職員及び職員の家族の安否情報の収集

機動班 (消防団)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の警戒及び人命に係る災害情報収集報告</li> <li>2 火災防御活動（水防活動）等の災害防御</li> <li>3 人命の救出及び救急協力</li> <li>4 避難指示等による町民の避難誘導</li> <li>5 初動対応期における死者及び行方不明者の搜索</li> </ol>
--------------	---

＜ 救 援 期 ＞

班	分担業務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議の運営に関する事</li> <li>2 九度山町防災会議に関する事</li> <li>3 本部庶務に関する事</li> <li>4 本部、各部及び関係防災機関との連絡調整に関する事</li> <li>5 各部各班との連絡調整に関する事</li> <li>6 被害の取りまとめ及び被害報告作成に関する事</li> <li>7 町有財産の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>8 職員の給食に関する事</li> <li>9 職員の医療救護及び公務災害に関する事</li> <li>10 災害関係予算に関する事</li> <li>11 議会関係の視察及び見舞い等来庁者の接遇に関する事</li> <li>12 議会関係の連絡調整に関する事</li> <li>13 その他災害対策に関する連絡調整に関する事</li> <li>14 消防団の出動に関する事</li> <li>15 自主防災組織との連絡調整に関する事</li> </ol>
記録情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の集約・分析に関する事</li> <li>2 報道機関に対する情報の提供、その他連絡に関する事</li> <li>3 災害記録写真の撮影に関する事</li> </ol>
出納班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な現金及び物品の収納に関する事</li> <li>2 義援金の受付及び保管に関する事</li> </ol>
機動班 (消防団)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死者及び行方不明者の搜索に関する事</li> <li>2 障害物除去作業の協力に関する事</li> </ol>

○救助部・・・迅速な町民の医療救護活動、適切な衛生管理、的確な町民の避難・救護、適切な避難生活支援

＜ 初 動 対 応 期 ＞

班	分担業務
救助班 衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急医療需要の把握及び医療機関の被害状況把握、医療可能病院の把握</li> <li>2 応急医療に要する医薬品等の確保</li> <li>3 要配慮者の避難誘導及び確認</li> <li>4 日赤その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請</li> <li>5 初動対応期における死体の処理及び埋火葬</li> </ol>

物資班 (資材部食糧 班・輸送班 と連携)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 初動対応期における非常炊き出し、その他による食糧の確保及び配分</li> <li>2 初動対応期における生活必需物資の確保及び配分</li> <li>3 初動対応期における緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・配車</li> </ol>
--------------------------------	---

＜救 援 期＞

班	分担業務
救助班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の運用に関すること</li> <li>2 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること</li> <li>3 ボランティア、奉仕団の受入れ調整及び連携に関すること</li> <li>4 避難所の健康・巡回診療に関すること</li> <li>5 災害時要配慮者の保護に関すること</li> <li>6 受傷被災者の調査に関すること</li> <li>7 応急仮設住宅の入居に関すること</li> <li>8 被災者に対する資金の貸付け及び弔慰金等の支払いに関すること</li> </ol>
物資班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需物資の確保及び配分に関すること</li> <li>2 広域応援職員の受入れに関すること</li> <li>3 義援品の受付及び配分に関すること</li> <li>4 義援金の配分に関すること</li> </ol>
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の防疫に関すること</li> <li>2 生活ごみ及びし尿処理計画の総合調整に関すること</li> <li>3 死体の処理及び埋火葬に関すること</li> <li>4 仮設トイレの設置に関すること</li> </ol>

○調査部・・・重要意思決定を判断する情報収集

＜初 動 対 応 期＞

班	分担業務
第一班 第二班 第三班 第四班 第五班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報連絡員として倒壊家屋件数、出火件数、二次災害危険箇所、道路及び河川等の情報収集及び報告</li> <li>2 避難所開設状況の情報収集及び報告</li> <li>3 初動対応期の通信手段途絶の際の広報車による「救出・避難」に関する災害情報広報</li> <li>4 避難者、住宅残留者等の給食需要の把握</li> </ol>

**<救 援 期>**

班	分担業務
第一班	1 住家被害状況の調査に関する事
第二班	2 災害救助法の適用申請に関する事
第三班	3 罹災証明書の発行に関する事
第四班	4 安否電話及び災害問い合わせへの対応に関する事
第五班	5 被災者に対する徴税の減免及び徴収猶予に関する事
	6 農林商工業の被害調査に関する事

○資材部・・・的確な町民の避難・救援、適切な避難生活支援

**<初 動 対 応 期>**

班	分担業務
食糧班 輸送班 (救助部物資 班と連携)	1 初動対応期における非常炊き出し、その他による食糧の確保及び配分 2 初動対応期における生活必需物資の確保及び配分 3 初動対応期における緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・配車

**<救 援 期>**

班	分担業務
食糧班	1 非常炊き出し、その他による食品の確保及び配分に関する事
輸送班	1 車両の調達及び配車に関する事 2 生活必需物資及び食糧の輸送に関する事

○建設部・・・的確な町民の避難・救護、適切な避難生活支援、早期の救出機材の調達、緊急の道路確保

**<初 動 対 応 期>**

班	分担業務
土木復旧班	1 救出・救助に係る建設重機等の調達 2 避難路及び輸送路等重要道路施設の応急復旧 3 仮設道路の建設、障害物の除去、交通規制等応急交通対策 4 主要上下水道施設の点検及び被害調査 5 初動活動期における応急給水活動 6 防災基幹施設への優先復旧計画作成及び応急復旧工事

＜救 援 期＞

班	分担業務
土木復旧班	1 土木及び公園関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 農業用施設の被害調査に関する事 3 災害廃棄物の処理に関する事 4 応急仮設住宅等の建設及び入居に関する事 5 町営住宅の応急修理に関する事 6 災害救助法に基づく住宅の応急修理及び建築物の危険度判定に関する事 7 応急給水活動に関する事 8 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 9 下水道等施設の被害調査及び応急復旧に関する事

○教育部・・・的確な町民の避難・救護、適切な避難生活支援

＜初 動 対 応 期＞

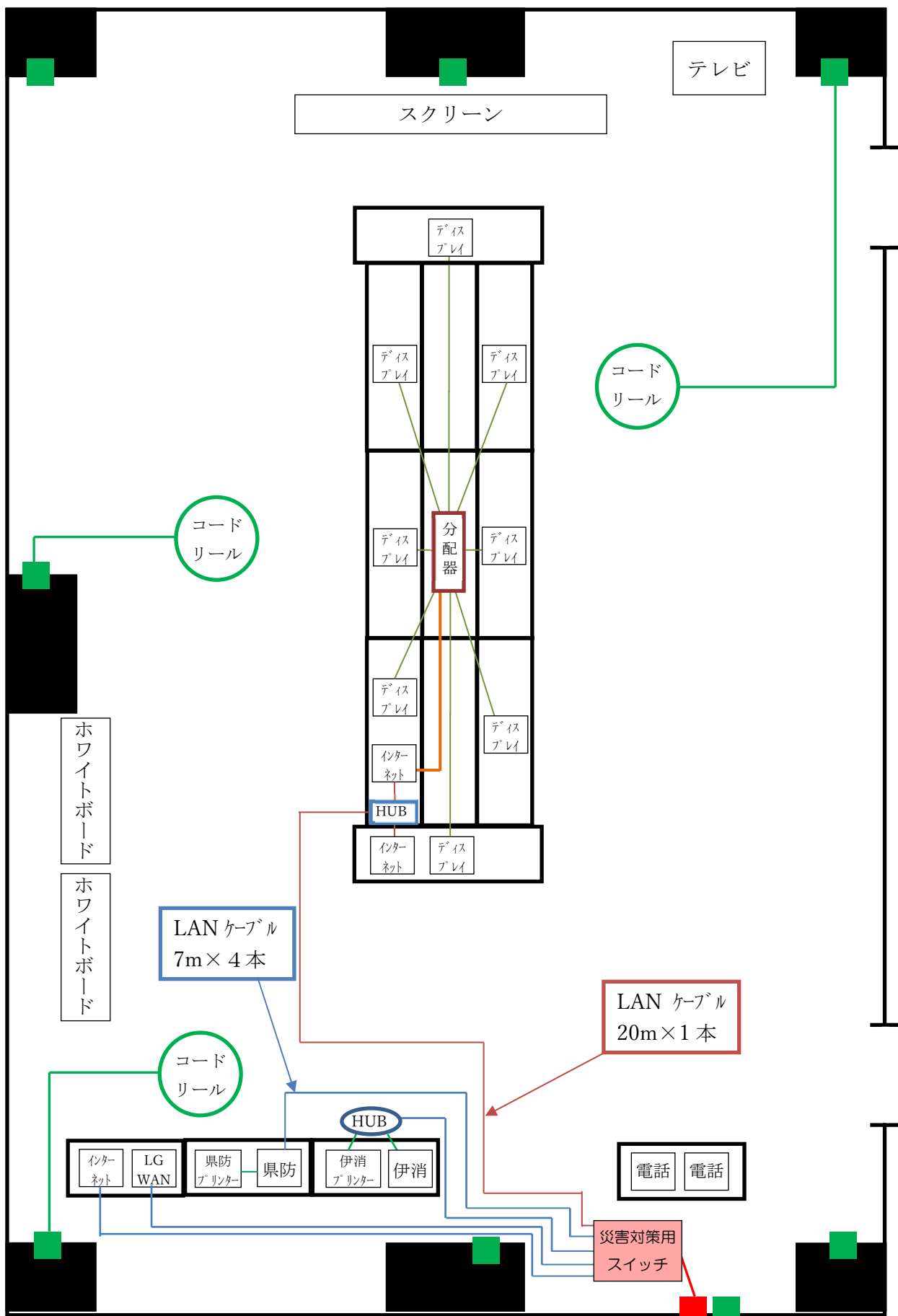
班	分担業務
教育班	1 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導 2 避難所の開設・収容及び報告

＜救 援 期＞

班	分担業務
教育班	1 避難所の運営に関する事 2 教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4 災害時の教育器具の調達指導に関する事 5 災害時の応急教育に関する事 6 学校その他教育機関との連絡調整に関する事 7 文教関係の義援金品の受理及び配布に関する事 8 各社会教育団体との連絡調整に関する事



災害対策本部室配置図（ふるさとセンター内 4F会議室）



■ : コンセント ※各機器への電源は、上記配置のコンセントやコードリールから供給する。

## 第2節 動員計画

### 1 計画方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部員その他の職員の動員について定める。

### 2 計画内容

#### 職員の参集

#### ア 勤務時間内

風水害等及び地震の配備体制については、町長、総括参事、教育長、総務課長、地域防災課長及び建設課長の協議により決定した配備区分に従い、諸般の配備を行う。

#### イ 勤務時間外

風水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合は、気象情報等をテレビ、ラジオにより各自収集し、風水害時の動員配備基準に照らし、役場へ自主参集する。

地震災害の場合は、地震情報をテレビ、ラジオ等で収集した震度又は周辺の被害状況により役場へ自主参集する。特に、本町において震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員が役場へ自主参集すること。

日直又は防災担当者は、勤務時間外の動員連絡系統に従い情報を各担当課長へ伝え、動員を行う。

#### ウ 参集手段

職員の参集及び安否確認については、自主参集のほか、職員連絡メール、電話等を用いて行う。

#### エ その他

職員は、あらかじめ定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び役場に登庁後の自己任務を習熟しておくこと。参集時に使用する「災害情報収集シート」については、資料編「様式19」を参照のこと。

## 第3節 避難所開設計画

### 1 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のための避難所開設及び収容保護は、本計画によるものとする。

### 2 計画内容

#### 避難所の開設及び開設の方法

避難所は、本町があらかじめ指定している避難施設で、災害発生時や長期の停電時等において開設し、避難してきた地域住民等が使用する。

35か所の避難所の中で、特に福祉避難所1か所を含む8か所については、災害初期開設避難所として指定し、風水害などあらかじめ甚大な被害が想定される際に、他の避難所に先行して開設するものとする。

初期開設避難所を中心に、各避難所や防災備蓄倉庫には、飲料水、非常食糧、粉ミルク、毛布、簡易トイレ、生活用品、感染症を防止する薬剤、その他多数の資機材を備蓄している。

#### 地区等の長でも鍵を保管

夜間や休日に、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合は、鍵を所有する職員や施設管理者の被災も懸念され、避難所の開設がスムーズに行われないことも想定される。このような場合に備え、可能な範囲で、地区等の長も鍵を保管する。

#### 避難所運営の中心人物を選出

大規模災害時は、職員自身が被災したり、他の災害対応業務に従事したりすることが考えられるため、職員が避難所運営を行うことは困難になるため、避難所運営の中心となる人物については、自主防災組織等の役員など、地域住民から選出することを基本とし事前に決めておく。また、その人物が事故にあうことも考慮し、代理の選出方法も検討しておく。

なお、人物の選出にあたっては、女性等さまざまな避難者の意見が反映できるよう配慮する。避難所運営の中心となる人物は次のような方を選定する（長期的に就任できる方が望ましい）。

ア 自主防災組織等の会長、副会長

イ 避難住民の意見で推薦された人 など

事前に決めた中心人物は、県や市町村が実施する避難所運営リーダー養成講座等に参加し、避難所運営に関する手法を習得する（1避難所あたり少なくとも3名以上のリーダーを養成する。）。本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、特にこれらの人物が陣頭指揮をとり、地域住民で避難所の運営にあたる。

なお、災害対策本部では、教育班が避難所の開設及び運用を担当し、調査部各班は開設状況の情報収集と報告にあたるものとする。

#### 要配慮者を優先

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されるが、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦、難病患者等の要配慮者を優先して室内に避難させる。その際、和室や空調設備がある部屋等の一般の居住エリアと隔離した福祉スペースを設置し、要配慮者のニーズに応じて割り当てる。別に本町が拠点的な福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、移送する。

#### 避難所の運営は避難者自身による

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は、避難者が自ら行う方がスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、自主防災組織等の地域住民による運営を基本とする。

また、学校施設においては、教職員の協力のもとに、早期に自主的運営ができるような体制作りをする。職員や施設職員、ボランティアは、避難者が一日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所運営のサポート役に徹する。

九度山町避難所一覧

番号	名称	所在地	初期 開設 避難所	災害種別			避難 場所 レベル	想定収容人数
				洪水	土砂 災害	地震		
1	九度山小学校	九度山1077	●	○		○	☆	280人(10㎡当たり1人)
2	旧古澤小学校	中古沢1	●	○		○	☆	164人(10㎡当たり1人)
3	河根小学校	河根118		○		○	☆	82人(10㎡当たり1人)
4	くどやま森の童話館	北又379	●	○	○	○	☆☆☆	23人(10㎡当たり1人)
5	丹生川小学校(休校)	丹生川582		○			☆	33人(10㎡当たり1人)
6	九度山中学校	九度山619	●	○	○	○	☆☆☆	345人(10㎡当たり1人)
7	河根中学校	河根77	●	○		○	☆	148人(10㎡当たり1人)
8	九度山町民武道館	入郷637-5			○	○	-	38人(10㎡当たり1人)
9	九度山文化スポーツセンター	入郷637-6	●	○	○	○	-	229人(10㎡当たり1人)
10	九度山東集会所	九度山619-1		○	○	○	☆☆☆	16人(6㎡当たり1人)
11	梅林集会所	九度山749-1		○			☆	8人(6㎡当たり1人)
12	旭集会所	九度山1290		○	○	○	☆☆☆	16人(6㎡当たり1人)
13	九度山西集会所	九度山1473-1		○	○	○	☆☆☆	5人(6㎡当たり1人)
14	九度山児童館	九度山1671-1		○	○		☆	16人(6㎡当たり1人)
15	入郷コミュニティ消防センター	入郷23-1			○	○	-	10人(6㎡当たり1人)
16	慈尊院児童館	慈尊院112-5		○	○		☆	17人(6㎡当たり1人)
17	西島コミュニティ消防センター	慈尊院329-7		○		○	☆	4人(6㎡当たり1人)
18	椎出児童館	椎出410-2		○			☆	14人(6㎡当たり1人)
19	文化財伝承館「ふれあい」	椎出202		○		○	☆	13人(6㎡当たり1人)
20	下古沢コミュニティ消防センター	下古沢243-2				○	☆	10人(6㎡当たり1人)
21	中古沢集会所	中古沢287-1					☆	7人(6㎡当たり1人)
22	上古沢コミュニティ消防センター	上古沢39				○	☆	13人(6㎡当たり1人)
23	笠木児童会館	笠木94		○		○	☆	3人(6㎡当たり1人)
24	河根児童館	河根120-1		○			☆	17人(6㎡当たり1人)
25	河根峠集会所	河根513-1		○	○	○	☆☆☆	4人(6㎡当たり1人)
26	硯水集会所	河根541-2		○	○	○	☆☆☆	2人(6㎡当たり1人)
27	繁野集会所	河根757-3		○		○	☆	4人(6㎡当たり1人)
28	青淵へき地集会所	丹生川922		○			☆	4人(6㎡当たり1人)
29	北又児童会館	北又628-3					☆	4人(6㎡当たり1人)
30	久保集会所	北又344		○		○	☆	3人(6㎡当たり1人)
31	野平集会所	東郷199-2		○		○	☆	4人(6㎡当たり1人)
32	梨の木コミュニティセンター	河根384-26		○		○	☆	4人(6㎡当たり1人)
33	農林総合研修センター「さえもん」	丹生川246-1				○	☆	8人(6㎡当たり1人)
34	九度山町ふるさとセンター	九度山1190-1	●	○	○	○	☆☆☆	50人(6㎡当たり1人)
35	九度山町中央公民館【福祉避難所】	九度山1194	●	○	○	○	☆☆☆	45人(6㎡当たり1人)